

資料名：数量算出要領

担当課：道路建設課

現 行

改 定 (案)

適 用

2. 8 伐開工 (準備工)

2. 8. 1 伐開工の面積算出

伐開面積の算出に当たっては、下記の点に留意する。

- 1) 伐開面積の計上箇所は、掘削土・盛土区間で田畑、現道路面、川等を除いた箇所とする。
- 2) 伐開幅は、法尻または法頭から1mの位置までとし、側溝等がある場合には、この側溝等の外側より1mまでの範囲とする。
ただし、伐開幅は道路敷地内とする。
- 3) 伐開幅および延長は、水平距離で算出する。
- 4) 捨土箇所は伐開を計上しないことを標準とするが、特に必要な場合は刈取りのみを計上する。

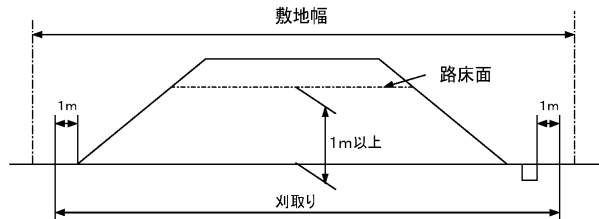
2. 8. 2 伐開工の運用区分

区 分	雑草・笹類	倒木	古根株	立木
路床面まで1m以上の盛土箇所及び軟弱地盤	地面で刈り取る	除去	抜根除去	同左
路床面まで1m未満の盛土及び切土箇所、又は土取場	根からスキ取る			

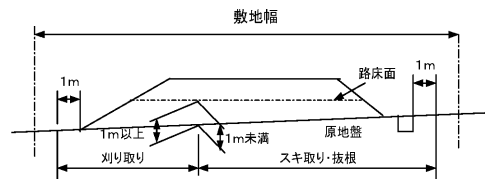
(備考)

- ① 伐開・抜根物・スキ取り物は、必要に応じて運搬費を計上する。
- ② 伐開物の積込み運搬を行う場合は、運搬箇所を特記仕様書で公示する。

(a) 路床面まで1m以上の盛土の場合



(b) 路床面まで1m未満の盛土の場合



5-2-40

2. 8 伐開工 (準備工)

2. 8. 1 伐開工の面積算出

伐開面積の算出に当たっては、下記の点に留意する。

- 1) 伐開面積の計上箇所は、掘削土・盛土区間で田畑、現道路面、川等を除いた箇所とする。
- 2) 伐開幅は、法尻または法頭から1mの位置までとし、側溝等がある場合には、この側溝等の外側より1mまでの範囲とする。
ただし、伐開幅は道路敷地内とする。
- 3) 伐開幅および延長は、水平距離で算出する。
- 4) 捨土箇所は伐開を計上しないことを標準とするが、特に必要な場合は刈取りのみを計上する。

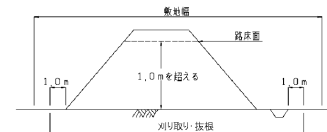
2. 8. 2 伐開工の運用区分

区 分	雑草・笹類	倒木	古根株	立木
路床面まで1mを超える盛土箇所及び軟弱地盤	地面で刈り取る	除去	抜根除去	同左
路床面まで1m以下の盛土及び切土箇所、又は土取場	根からスキ取る			

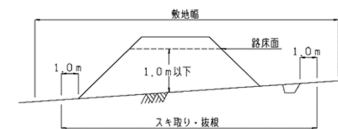
(備考)

- ① 伐開・抜根物・スキ取り物は、必要に応じて運搬費を計上する。
- ② 伐開物の積込み運搬を行う場合は、運搬箇所を特記仕様書で公示する。

(a) 路床面まで1mを超える盛土の場合



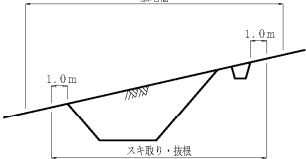
(b) 路床面まで1m以下の盛土の場合



区分の修正

区分、図の修正

区分、図の修正

現 行	改 定 (案)	適 用
(c) 掘削土箇所及び土取場 	変更無し	